

2014年12月29日

お客さま各位

大同火災海上保険株式会社
業務部 業務課

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社業務に関しまして、格別のご高配を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、「行政書士法」が2014年12月27日に改正されておりますが、弊社自動車保険における「弁護士費用等補償特約」の取扱いについて、以下のとおり補足申し上げます。

末筆ながら皆さまの益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具

【弁護士費用等補償特約 <用語の説明一定義> 法律相談】

法律相談	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する行為をいいます。 なお、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に当該資格者の行う相談の範囲内であると当社が認めた行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に規定する相談
------	---

ここで記載している行政書士法とは、2014年10月1日時点の内容を指します。そのため、本特約で定義する「法律相談」の範囲について、行政書士法の改正に伴う変更はございません。

以上